

質問回答一覧

令和6年11月8日

整理番号	該当箇所		質問事項	回答
	資料種別	ページ		
1	実施要領	4P 11. (3)	正本1部、副本7部とありますが、正本にも「事業者を特定することができる内容の記述」についてはマスキング（黒消し）を行う必要がございますか。	正本にもマスキングをしてください。
2	実施要領	5P 13. (4)	プロジェクターの接続ケーブルは事業者にて準備でしょうか。またプロジェクター側の接続端子のタイプをご教示ください。	接続ケーブルはこちらで準備します。 接続端子はHDMIです。
3	実施要領	6	契約書等、締結文書の案文を事前に確認可能か。 (社内法務チェック等の兼ね合いで、案文の事前開示をお願いしたい。)	決定事業者との協議により作成します。
4	仕様書	1P 3. (4)、 (5)	貸付期間は4月1日からですが、この日から駐車場機器設置工事等を開始する認識でよろしいでしょうか。また貸付料も4月1日から発生しますでしょうか。	4月1日以降、機器設置工事等に着手することができます。 また、4月1日から貸付料は発生します。
5	仕様書	3	残置される分電盤は引き続き利用可能か。 利用可能な場合、電気契約は現事業者から切替手続きをする必要があるか。その際は電気の新規引き込みは不要か。	分電盤は利用可能です。 また、電気契約の切替の手続きは必要と考えています。
6	仕様書	2	新事業者の実質的な営業開始日は、4月1日貸付開始とすると、工事の関係で4月中から下旬になることが想定されるが差し支えないか。	お見込みのとおりで差し支えありませんが、最短で供用開始できるよう努めてください。
7	仕様書	3	現地に残置される照明の所有者だれか。市の所有の場合、電気量の負担は市がおこなう認識でいいか。 照明の管理の主体は誰になるのか。	存置する照明は、市で所有・管理しませんので、決定事業者の判断で使用又は撤去してください。
8	資料2		現況図記載の「歩行者出入口」は現状設けられていないと見受けられる。今回の事業者募集に際し、新規で出入り可能な状態にある野市で改修する認識でいいか。	歩行者出入口については、障がい者用の駐車区域付近にありますので、現地で確認してください。 また、現在、隣接地で整備を進めている市の施設との出入口を2か所設けますので別図を確認してください
9	資料2		道路沿いフェンスの利用は可能か。(フェンスへの看板・広告などの掲示可否)	残置するフェンスは利用可能です。
10	資料3・4・5		照明の電力は、駐車場電力と同じ引き込みの電気を利用しているのか。	どちらも分電盤からの電気を利用しています。
11	資料4-1 4-2		貸付物件の区域について、現況時間貸し区域外であり新たに貸付区域に該当する箇所のアスファルト舗装は事業者負担となるのか。市の負担で舗装後、引渡しとなるのか。	事業者の負担となります。
12	資料5		残置となる精算機置き場の土台について、新事業者で撤去は可能か。	残置する精算機置き場の土台は撤去可能です。
13			契約期間内における事業者からの解約可否。 また解約可能な場合、解約申入れ期間は何か月前か。	契約期間内の解約は想定しておりません。
14			契約期間内における、事業者からの賃料増減交渉の可否。	契約期間内の賃料増減は想定しておりません。
15			貸付期間満了後、同一事業者での貸付期間の更新、もしくは期間延長はあるのか。期間満了後は、即再プロポーザルとなるのか。	同一事業者での貸付期間の更新や期間延長は想定しておりません。また、現時点では、貸付期間満了後は公募を予定しております。
16			最低設置台数など、車室数について規定はあるか。事業者の裁量で増減していいか。	車室数の規定はありません。
17			現行のレイアウト図の開示可否（詳細寸法等が入ったレイアウト図など）	現行のレイアウト図は開示することができませんので、現地を確認してください。
18			貸付区域隣接地で建築中の市の施設は具体的にどのような施設を建築しているのか。	市では様々な人が気軽に立ち寄り、交流し、学べる場、くつろげる場となる武蔵五日市駅前拠点施設の整備を進めています。
19			現事業者退去時期に、放置車両がある場合は現事業者にて対応するのか。	放置車両は、現事業者が対応します。
20			E V充電器や災害対応ベンチ等の設備を駐車場内に設置してもよいか。	駐車場としての機能の中で提案してください。
21			駐車場利用料金の設定は事業者の判断で変更可能か。	駐車場の利用料金は提案額を基本としますが、決定事業者による設定が可能です。
22			駐車場の一部を他事業者へ転貸可能か。 (シェアサイクル事業者等)	仕様書内「4 使用上の制限等」に記載のとおり、第三者に転貸することはできません。
23			稼働状況等の報告業務が事業者側に課される取り決めとなるか。	仕様書内「1 1 その他 (2)」に記載のとおり、提供が必要になります。

別 図

凡 例

-  貸付物件の区域
-  緑地

